

**大法人の法人税電子申告義務化へ！  
企業様向け電子申告入門セミナー**

2019年1月～2月

# INDEX

はじめに

## I. 電子申告の概要

1. 電子申告とは
2. メリットとデメリット

## II. 電子申告の一連の流れ

1. 事前準備
2. データ作成
3. 署名・送信・確認
4. 事後処理

## III. 事前準備（詳細）

1. 利用環境（PC、ネットワーク）の整備
2. 電子証明書の取得
3. ICカードリーダーの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ）
4. 利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得
5. 電子証明書の事前登録（国税のみ）
6. 提出先の登録（地方税のみ）
7. ダイレクト納付の事前登録（国税）
8. 事前準備における注意点

## IV. 達人シリーズを利用した電子申告の流れ

## V. 電子申告に必要なパッケージ

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、電子情報処理組織(以下「e-Tax」といいます。)により提出しなければならないこととされました(以下この提出に関する制度を「電子申告の義務化」といいます)。

そこで本セミナー前半では、「電子申告の義務化」の詳細な内容と今後予定されている制度等の変更についてご理解いただくことを主眼にいたしました。

後半では、電子申告の流れや申告に向けた準備について整理し、特に準備段階における注意点などをご説明いたします。

※2018年10月18日現在の情報をもとに作成しています。

# I. 電子申告の概要

# I. 電子申告の概要

## 1. 電子申告とは

電子申告には、国税用と地方税用 2 種類のシステムがあります。

- ・ 国税用：国税電子申告・納税システム（e-Tax）といい、国税に係る申告・申請・納税などの手続きをインターネット等を利用して電子的に行うシステムです。
- ・ 地方税用：地方税ポータルシステム（eLTAX）とは、地方税に係る申告・申請・納税などの手続きをインターネット等を利用して電子的に行うシステムです。

「電子申告の義務化」は国税申告だけでなく地方税申告も対象です！

# I. 電子申告の概要

## 2. メリットとデメリット

### ・メリット

#### ①申告書提出業務の効率化

- ・ 申告書等の印刷、製本、提出（郵送による提出と控えの返送管理を含む）の効率化  
※特に支店等が多く地方税の提出先が多い企業の場合には、より大きなメリットがあります。
- ・ 申告書控え等の保管、管理の効率化
- ・ 申告書への代表取締役の押印手続き（社内手続としての押印申請）の簡素化

#### ②ダイレクト納付による税金支払い作業の簡素化

#### ③紙で6週間程度かかる還付の期間短縮（3週間程度に）

# I. 電子申告の概要

## ・デメリット

### ①社内の業務フロー等の検討、再構築が必要

提出物を取りまとめるための作業自体が変わることももちろんですが、提出物が紙から電子データになることで、代表者の押印も電子証明書による署名に代わります。

署名を付与するまでの上位権限者の内容承認の方法、電子証明書自体の管理方法（特にファイル形式の電子証明書を利用する場合）などを検討する必要があります。

### ②送信未対応別表の管理

税制改正により改定された別表がすべてe-Taxで受付可能となるまでに一定の期間がかかるため（例年は9月ごろにほぼ全ての別表に対応）、9月以前に申告を行うケースでは、送信未対応帳票の把握が必要になります。

※上記未対応帳票はイメージデータ（PDF）による提出が可能です。

利用している申告ソフトで対応していない別表についても同様です。

※「達人シリーズ」では、申告書作成時に送信未対応帳票を確認することが可能です。

## Ⅱ．電子申告の一連の流れ



## Ⅱ. 電子申告の一連の流れ

### 1. 事前準備

#### ①利用環境（パソコン、ネットワーク）の整備

利用するパソコン・ネットワークの環境を確認し、必要に応じて設定を行います。

#### ②電子証明書の取得

申告データに署名として付与する電子証明書を取得します。

#### ③ICカードリーダライタの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ）

#### ④利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得

電子申告に必要な識別番号をインターネット等を利用して取得します。

#### ⑤電子証明書の事前登録（国税のみ）

利用者識別番号と紐づけるための登録を行います。

#### ⑥提出先の登録（地方税のみ）

申告先の地方自治体に対して税目等を事前登録します。

#### ⑦ダイレクト納付の事前登録（国税のみ）

納付に利用する口座情報を書面で税務署に申請します。

## Ⅱ. 電子申告の一連の流れ

### 2. データ作成

#### ①送信可能な形式でのデータ作成

送信可能なデータ形式（XTX形式）に合わせて申告データを作成します。

#### ②添付資料等のデータ化（PDF）

添付資料等をデータ化し、送信用のデータを作成します。

送信未対応帳票等についてもデータ化、送信用のデータを作成します。

※国税・地方税とも送信容量には制限があります。

【国 税】 申告書部分：20MBまで    イメージデータ：8MBまで（平成31年1月以降）

※平成30年12月までの送信容量については下記を参照してください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/imagedata/04.htm>

【地方税】 申 告： 申告等データと添付を合わせて8MBまで

申請・届出： 申請書データと添付を合わせて4MBまで

## Ⅱ．電子申告の一連の流れ

### 3．署名・送信・確認

#### ①署名

作成した申告データに電子署名を付与します。

#### ②送信

国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムへ送信を行います。

#### ③即時通知確認

国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムから自動通知される「即時通知」で到達を確認します。

#### ④受信通知（国税：メール詳細、地方税：受付完了通知）の確認

「メッセージボックス」に格納されるメール詳細、受付完了通知で正常に受け付けられたことを確認します。

※メール詳細、受付完了通知で「エラー情報」が表示されている場合には修正等を行い、再送信する必要があります。

### 4．事後処理

#### ①ダイレクト納付（国税のみ）

メッセージボックスに格納された「メール詳細」から納付処理を行います。

※地方税についても平成31年度中に電子納税が可能になる予定です。

#### ※紙資料の提出（平成31年12月以前の申告）

紙で提出する書類がある場合には、国税では「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」を  
地方税では「添付書類・送付書」をそれぞれ添付し提出します。

データ作成時に「送付書」を作成して申告書データと一緒に送信し、メッセージボックスに格納された  
「送付書」を添付します。

## Ⅲ. 事前準備（詳細）

## Ⅲ. 事前準備（詳細）

### ① 利用環境（P C、ネットワーク）の整備

- ・利用するパソコンの推奨環境については、以下のHPでご確認ください。

【国税】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo1.htm>

【地方税】 <http://www.eltax.jp/www/contents/1399963634444/index.html>

※利用する申告ソフトによって推奨環境に差異がある可能税があります。

【達人シリーズ】 <http://www.tatsuzin.info/requirement/>

- ・電子申告の利用にあたっては、インターネットが利用できる環境が必要です。

※プロキシなどで社外接続を制限している場合には、国税電子申告・納税システム、地方税ポータルシステムへの接続を許可する設定が必要です。（接続先の設定情報については個別にお問い合わせください。）

### ② 電子証明書の取得

- ・電子証明書には、「電子ファイル形式」と「ICカード形式」の2種類があります。

※利用可能な電子証明書については、以下のHPでご確認ください。

【国税】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>

【地方税】 <http://www.eltax.jp/www/contents/1399963905507/index.html>

- ・電子証明書に登録する名義人等が「代表取締役」の場合、代表者変更の都度再取得が必要になることがあります。取得の際にはコストとともに考慮の必要があります。  
※利便性向上施策により、代表者取締役に委任を受けた役員、社員の電子証明書でも署名できるようになりました。
- ・他の業務で利用しているICカードと干渉し、ICカード形式の電子証明書が共存できないケースがあります。その場合にはファイル形式で提供される「電子証明書」を利用されるケースが多いようです。

## Ⅲ. 事前準備（詳細）

### ③ ICカードリーダーライタの準備（ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ）

- ・ ICカードリーダーライタを用意し、電子申告を利用するPCに接続します。
- ・ 電子証明書を読み込むためには、カードリーダーライタの接続だけでなく、カード自体のドライバソフトもインストールする必要があります。

※利用可能なICカードリーダーライタについては、以下のHPをご参考ください。

【国税・地方税】

<http://www.ntt.com/business/services/application/authentication/jpki.html>



## Ⅲ. 事前準備（詳細）

### ④ 利用者識別番号（国税）、利用者ID（地方税）の取得

- ・利用者識別番号は国税電子申告・納税システムで、利用者IDは地方税ポータルシステムでオンラインにて取得可能です。※取得した利用者識別番号、利用者IDは永年利用可能です。
- ・取得と同時にメッセージボックス（課税庁側から通知されるデータ送信後の結果やお知らせ等が格納される場所）が開設され、様々なメッセージが格納されます。

※利用者識別番号と利用者IDは一法人につきそれぞれ一つの付与となるため、事前に他の部門で取得していないか必ず確認してください。

- ・取得方法の詳細については、以下のHPでご確認ください。

【国税】 <http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo3.htm>

【地方税】 <http://www.eltax.jp/www/contents/1399964001741/index.html>

- ・メッセージボックスは利用者識別番号、利用者IDごとに1つ開設されるため、1法人で複数の部署が複数税目の申告を行う場合には閲覧権限の調整等の注意が必要です。（※国税については機能追加の予定があります。）

※「達人シリーズ」では権限設定による閲覧制限が可能です。

## Ⅲ. 事前準備（詳細）

### ⑤ 電子証明書の事前登録（国税のみ）

- ・ 電子申告を利用する際の電子証明書を国税電子申告・納税システムへ事前登録します。  
※地方税は利用者IDの取得時に電子証明書を利用して署名を付与しているため、別途事前登録の必要はありません。

#### 【参考：電子証明書の差し替え】

- ・ 国税・地方税ともに電子証明書の有効期限切れなどで新しい電子証明書を利用することになった場合には、改めて登録が必要となります。  
国税電子申告・納税システム・地方税ポータルシステムに登録をするため、電子申告で利用するソフトウェアが変わった場合には、改めて登録をする必要はありません。

### ⑥ 提出先の登録（地方税のみ）

- ・ 電子申告を行うすべての地方自治体に対して税目等を登録します。
- ・ 提出先や税目等が追加になった都度、新たに登録が必要となります。  
※「達人シリーズ」では、申告書情報を利用した一括登録が可能です。

### ⑦ ダイレクト納付の事前登録（国税）

- ・ダイレクト納付利用届出書を書面にて税務署に提出することで、国税電子申告・納税システムでの申告書等データ送信後、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日での納付が可能です。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を提出してから1か月程度かかります。

※詳細については、以下のHPにてご確認ください。

【ダイレクト納付について】

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4.htm>

【利用可能金融機関】

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>

※地方税も平成31年度中に電子納税に対応予定です。

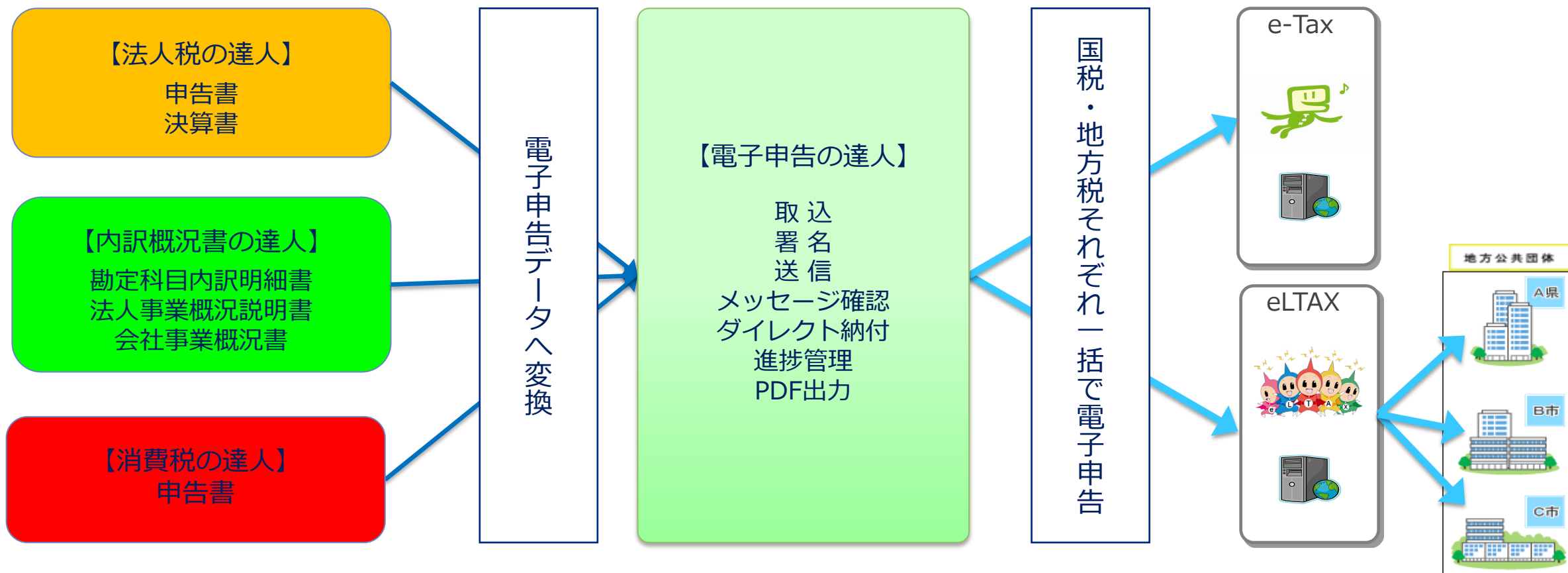
### 事前準備における注意点

- 電子証明書の取得には一定の時間がかかりますので、事前準備全体で1か月程度の時間を要することを鑑み、準備は3か月前程度から着手することをお勧めします。
- 利用者識別番号、利用者ID、電子証明書それぞれでパスワードの設定が必要になります。混同しないようパスワードの管理には十分注意してください。

## IV. 達人シリーズを利用した電子申告の流れ

電子申告の達人では、各達人シリーズで作成された申告書等を電子申告データに変換し、簡単な操作で署名からダイレクト納付まで処理できます。

### 【達人シリーズ】での電子申告



## V. 電子申告に必要なパッケージ

法人が自ら電子申告を行う場合、「達人シリーズ」では下記のパッケージが必要になります。

申告書作成ソフト	Professional Edition	Standard Edition	Light Edition	備 考
法人税の達人	55,900円	37,100円	24,700円	法人税及び法人地方税、財務諸表等を作成できます。
内訳概況書の達人	39,900円	21,900円	11,400円	勘定科目内訳明細書、会社事業概況書を作成できます。
消費税の達人	31,900円	17,100円	9,500円	消費税申告書を作成できます。
電子申告の達人	36,000円	—	—	国税及び地方税の電子申告ができます。

- ・ 上記は年間利用料（税抜き）、ダウンロード版の価格です。
- ・ 年間利用料には、1年間のソフトウェア利用権、バージョンアッププログラムの提供、電話・メールによるヘルプデスクサービスの利用が含まれます。
- ・ 各エディションの機能についてはパンフレットをご確認ください。
- ・ 申告書作成ソフトによって異なるエディションを選択することも可能です。
- ・ 「電子申告の達人」はProfessional Edition、ダウンロード版のみの提供です。



# NTT DATA

Trusted Global Innovator